玉名市学校規模適正化審議会（第２回）会議

・会議録

開催日時	平成２３年８月４日（木）　午後２時～４時まで
開催場所	玉名市役所　岱明総合支所　３階大会議室
委　員	審議会委員名簿（別添）にて
出　席　者	委　員　１２名 事務局　　８名（立川教育次長・板倉教育総務課長・田上教育総務課審議員・西本教育総務課指導主事・木下教育総務課指導主事・古賀教育総務課長補佐・杉本教育総務課総務係長・外村教育総務課総務係）

議　事

１　開　会
２　前回の審議内容の確認
３　議　事
　事務局説明
（１）学校の適正規模検討においての問題点について
　・メリット・デメリットの検討
（２）適正な学校規模について
　・適正な学校規模について（学級数）
　・１学級あたりの児童生徒数について
　・適正規模・配置においての配慮点について
　　①通学区域の設定について
　　②通学距離について
　　③施設の整備について
　　④その他配慮事項
４　次回会議の日程について
５　その他
６　閉　会

・審議内容

１　開会

定刻になりました。後５名お見えではありませんが、玉名市学校規模適正化審議会を始めたいと思います。本日は玉名市学校規模適正化審議会要綱第６条第２項にある会議の開催について、委員が半数以上の１７名中１２名が出席しておりますので会議を開催いたします。

２　前回の審議内容の確認

前回の審議内容について会議録としてまとめておりますので、１０分ほど時間をお取りする間にご確認お願いします。（１０分程度の確認時間）

ありがとうございました。この会議録につきましては玉名市のホームページに「玉名市学校規模適正化の会議録」として掲載したいと思いますが、内容につきまして何かご質問等ありましたらお願いします。何もなければこのままホームページに掲載いたしますのでよろしくお願いします。

３　議　事（進行：田中議長〔会長〕）

第２回目の審議会でございますが、第１回目に問題提起がございまして、その中で今後のあるべき姿を審議するにあたってのいろいろな資料を説明いただいたわけですが、次にその他長いスパンでの児童生徒数の変化等の資料も含めて説明いただき次のステップとして進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

－事務局説明１（外村）－

前回の会議にて、要望のあった資料をご用意致しましたのでご説明いたします。前回の会議にて話のありました児童数の推計値についてですが、ここでは、国立社会保障・人口問題研究所という、厚生労働省に設置された国立の政策研究機関が推測している資料を基に玉名市の児童推計値を算出してみました。その資料の中で、「コーホート要因法」という計算方法にて出されている玉名市の５－９歳の 2005 年～2035 年を見ると、人口が減少していることがわかります。それを数値（率）にして、先日の平成２２年の児童数を基準に、10 年後の 2020 年（平成 32 年）、15 年後の 2025 年（平成 37 年）、20 年後の 2030 年（平成 42 年）の児童数を算出しました。この追加資料の右下にあるのが児童数の合計ですが、10 年後には 653 人、15 年後には 871 人、20 年後には 1,054 人減少することになります。やはり減少する傾向にあり、今後は自然増としての増加は見込めないと思われます。

もう１つ、要望のありました学力的・体力的データがないかということなのですが、学力的な資料として、まず考えられるのが「全国学力テスト」です。この学力テストは、1960 年代に行われていましたが学校、地域間の競争が過熱したことにより中止されました。しかし近年学力低下が問題視され、文部科学省は 2007 年（平成 19 年）に（小中学校にとっては）43 年ぶりに学力と学習の状況調査を開始しました。今回の「全国学力学習状況調査」は次のような目的があります。

１　義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る

２　そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

３　学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる

この「全国学力学習状況調査」結果については、都道府県別で公表されていますが学校単位での公表は控えられているのが現状です。（文部科学省実施要領：都道府県教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行わないこと、市町村教育委員会が個々

の学校名を明らかにした公表を行わないこと。としている。）やはりこれは、学校間・地域間の過当競争が目的でないためだということになります。同様に、教育効果について客観的、一般的な傾向を見出すことは難しいといわれていますが、教育効果のひとつとして関心の高い学力についても、「学力学習状況調査から見る学校規模と学力の相関は明らかではない。過小規模校が多い地域と他の地域との学力水準の比較はできるが大きな差はみられない。」と考えられています。理由として、地域文化や社会資本の差の影響も考えられること、教育指導のあり方には様々な要因が絡んでいるため規模のみの効果を取り出すことが困難であること等が挙げられます。このようなことを考えると、学力学習状況調査や体力テスト等により、１学級に何人の児童が、１学年に何学級がいいのかという事に関連・相関付けるには難しいという結論に至ることからして、学校規模適正化の検討資料としてはご用意できませんでした。

また、前回の会議が終わって、この審議会においての検討・審議の進め方を事務局としてはこのように考えていることを理解して頂くためにも進行表にしてみました。

《　進　行　表　》　⇒

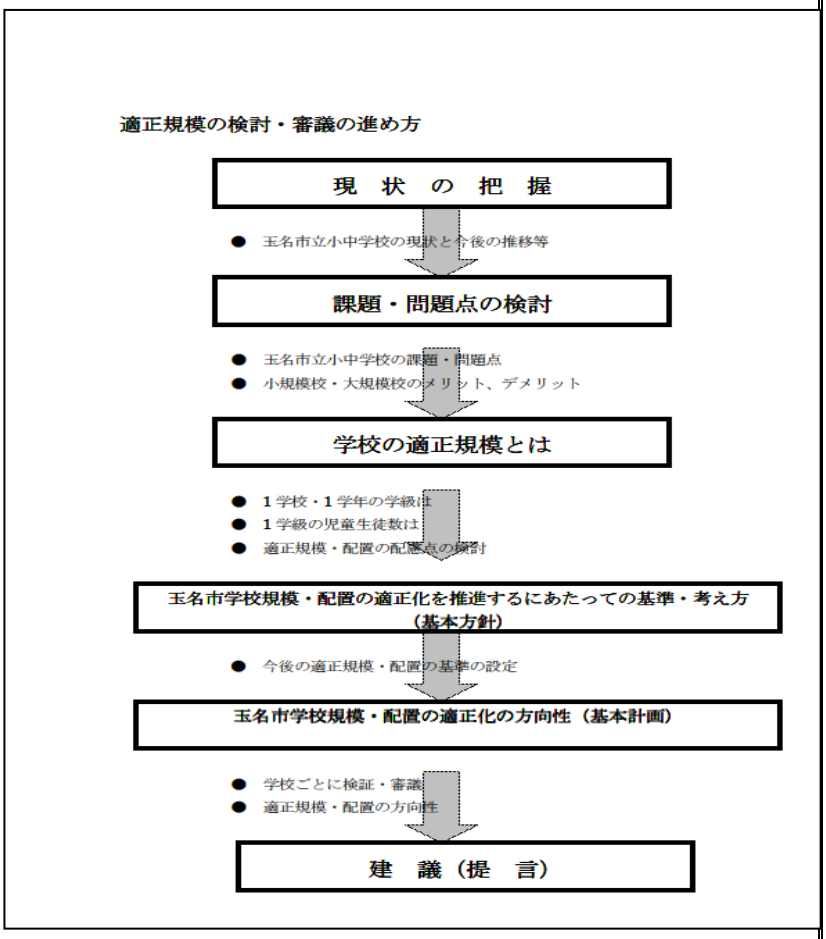

まず前回の会議で現状の把握という形で、数値の資料を見ていただいたと思います。
次にこの現状における課題と問題点を検討していく、前回に意見としても頂いた小規模校・大規模校のメリット、デメリット等を検討していければと思っています。

そして、この討議いただいた意見・問題点を解決すべく、**適正な学校規模とは？**という考え方・方針を検討いただきたいと思います。

このことをまとめて、基準を設定し、その基準にのっとって学校ごとに検討、審議頂き方向性を見出したいと思っています。

それでは、議事の説明に入りたいと思います。

（1）　学校の適正規模検討においての問題点について

第 1 回の会議において、玉名市の小中学校の現状と課題について数値等をもとにご説明いたしましたが、玉名市においても先に述べたように、少子化の進行に伴い学校の小規模化が進んでいることがわかります。このことが、学校や教育現場においてどのように影響するか検討する必要があります。小規模校・大規模校にはそれぞれ長所、短所があると言われますが、メリット・デメリットを３つの面に分けて検討できればと思い、下表に、①学校運営からの考えられる部分、②学習・勉強の部分、③学校生活や人間関係交流の部分に分けて主に考えらえるメリット・デメリットについて並べてみました。これも、ひとつの検討材料としてお考えいただき、まだ他にあらゆる側面からこの適正規模検討においての問題点や意見等を頂ければと思います。まず、こちらのほうで列挙した考えられる項目について説明します。下の小規模校は１学年に１クラス程度　大規模校は１学年 4 クラス以上学校で 1,000 人以上という、これは国の標準な規模に分けています

小規模校化（～11 学級）	（25 学級～）大規模校化
①学校運営の面 ・全校一体となった活動がしやすい。 ・逆に、全体の行事のスケールが小さい。 ・グループ分けが困難。 ・ PTA 活動において保護者の負担が大きい。 ・教員１人当りの負担が大きい。	**①学校運営の面** ・教職員が多いと多様な教育活動ができる。 ・教職員同士でも切磋琢磨ができる。 ・教員と保護者の関係性が希薄になる。 ・体育館、運動場等の施設の使用に制限がある。
②学習面 ・家庭的環境において学習できる。 ・個別指導が可能。 ・学びあう活動での学習班ができない。 ・多様な考え方や見方、価値観の体験が困難。 ・クラブ活動の選択肢が少ない。	**②学習面** ・教員の配置数が多い分、専門性の高い学習機会がある。 ・場面に応じて、適切な規模の集団を組織できる。 ・クラブ活動の選択肢が多い。 ・個人の習熟度や個性に対応した指導ができづらい。
③生活・人間関係面 ・教員や異学年との交流が密である。 ・子ども同士まとまりやすく、仲間の性格を理解しやすい。 ・交友関係が固定される。 ・切磋琢磨が少ない。 ・人間関係の序列化。 ・多人数の集団では内弁慶になりやすい ・社会性・協調性が育たちにくい。	**③生活・人間関係面** ・切磋琢磨ができる。 ・交友関係が広がる。 ・出会いが多く社会性を育むことができる。 ・ひとり一人の活躍が目立たなくなりがちである。 ・教職員と児童生徒相互のふれあいの機会が少なくなりやすい。 ・共通理解・趣旨徹底が難しい。

これは、一般的に想定される事項を記載しましたが、他にまだ考えられるメリットやデメリットはあると思います。玉名市では大規模校に該当する学校はそうありませんが、小

規模校に該当する学校は多くあります。このような大規模校、小規模校の善し悪しを審議して頂き、適正規模校を追求していければと思います。以上が事務局の説明になります。

－討議－

議　長：今、説明にありましたけどもメリット・デメリットについての考えが挙げられておりますが、これは当然考えられることですが、玉名市の教育についてはもっと深い考えとか、感じることがそういうことがあるのではないかと思いますので、お話を伺えればと思いますがいかがでしょうか。良い面・悪い面両方、小規模校・大規模校にはあるわけで、どれが悪いとかはないかもしれませんが、玉名市では小規模校が多くあるようでありますので、その点のお考え等を頂ければと思います。

また、先程の説明頂いた資料によると 10 年、20 年先の学校の様子というか児童数の状況を調べて頂いていますが、それによれば少子化で 10 年後には 600 人も減少し、教育の現場としても対応を迫られるわけで、大規模化にはなりませんが、小規模化は目の前に迫っております。そこで、メリット・デメリットをまとめて次の話に進みたいと思いますがご意見等はございませんか。（・・・）

それでは、次に進みたいと思います

－事務局説明２（外村）－　それでは、次の議事を説明いたします。

（２）　適正な学校規模について

学校教育法施行規則第４１条「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」とされております。このことから玉名市においても教育機会の均等と教育水準の維持向上を図るため「適正規模・適正配置」についての考え方を検討します。

検討事項として３項目に分けました。一つ目は適正な学校規模についてですが、これは１学校にどのくらいの学級数があることが適正なのかという事項になります。２つ目は１学級当たりの児童生徒数になります。３つ目は学校の適正配置についてになります。この３つの事項を一つずつご審議いただければと思います。

（１）適正な学校規模について

適正規模を検討する上で、前項のメリット・デメリットを考察しながら規模の上限と下限を決めることが必要となってきます。現在の各小学校の学級数は、玉名市の現状と課題に示したとおり、玉名町小、築山小を除いたほとんどの小学校で１学年１学級であり、４校では複式学級を置いている状況です。先ほどご説明した、学校教育法施行規則にある標準規模の下限１２学級は、ある程度の集団の中での教育活動を行う上で、クラス替えができる１学年２学級という考え方ではないかと思われます。中学校についても、学校教育法施行規則にある標準規模の下限１２学級、上限１８学級とあります。玉名市の中学校は、何校かの小学校が集まって形成されていますが、現状で玉名中学校以外は、標準規模の下限を超えていない状況です。中学校になると教科担任制となり、学習の奥が深くなります。また部活動等の活発化が図られます。このようなことも踏まえ、本市では１学年にどのくらいの学級があることが最適なのか、１学校に全部で何学級が最適なのかという適正規模の範囲についてご審議頂きたいと思います。

また、**別紙１**が後ろのほうにあると思いますが、これは平成 29 年度までの学校ごとの児

童数の推計値になります。赤は複式学級の可能性がある学年、薄い黒は１学級 20 人を越えないクラスになります。右側が０から 6 歳児が小学校に入った場合の仮定の数値になります。　**※別紙１**

平成29年度までの児童・生徒数推計値　　H23年4月　市教育総務課調べ

	H23.4現在								H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23−H29	未就学児童					
学校名	普通	特支	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数	児童数推移					増減	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
玉名町小	22	2	110	84	123	133	125	106	681	681	686	671	667	649	685	726	45	111	110	129	105	120	151
築山小	19	2	111	105	108	93	115	103	635	635	630	615	621	612	604	598	△ 37	98	100	99	99	97	105
滑石小	6	2	23	18	23	25	26	23	138	138	130	127	117	113	109	105	△ 33	15	23	15	19	14	19
大浜小	6	1	27	21	28	27	22	25	150	150	146	143	135	124	123	112	△ 38	21	19	19	17	20	16
豊水小	5		10	18	9	7	15	16	75	75	69	63	66	69	61	58	△ 17	10	9	10	12	10	7
八嘉小	6	2	29	26	26	25	30	33	169	169	168	159	164	169	164	160	△ 9	32	21	30	31	21	25
伊倉小	7		25	38	29	31	29	36	188	188	176	182	184	175	174	175	△ 13	24	35	33	20	37	26
梅林小	6	1	9	5	16	9	9	17	65	65	60	60	57	48	51	56	△ 9	12	9	6	7	8	14
月瀬小	3	1	3	4	4	8	4	3	26	26	25	24	18	18	17	16	△ 10	2	3	2	4	3	2
玉名小	6	1	16	15	18	22	16	18	105	105	102	97	85	85	82	81	△ 24	15	11	10	18	12	15
石貫小	6	1	5	11	8	11	11	12	58	58	55	59	53	54	52	55	△ 3	9	15	5	9	9	8
三ツ川小	5	2	5	5	7	6	12	8	43	43	45	38	39	39	47	45	2	10	5	7	7	13	3
小田小	6	1	5	9	11	9	13	9	56	56	56	53	50	52	49	48	△ 8	9	10	6	13	6	4
大野小	7	1	22	36	19	23	40	32	172	172	180	177	191	204	203	210	38	40	37	37	32	35	29
睦合小	8	1	38	34	35	50	36	40	233	233	222	213	183	174	161	153	△ 80	29	27	20	26	21	30
鍋小	6	1	23	25	25	36	23	28	160	160	155	144	131	124	121	116	△ 44	23	12	23	18	22	18
高道小	6	3	27	29	16	28	32	32	164	164	155	154	147	154	143	140	△ 24	23	31	21	23	18	24
横島小	10	3	54	35	33	42	41	57	262	262	246	247	249	266	270	249	△ 13	41	42	44	50	39	33
玉水小	6	1	34	21	33	21	32	30	171	171	165	152	156	143	139	121	△ 50	24	19	25	20	17	16
小天小	6	2	23	24	25	33	22	21	148	148	150	148	137	133	125	117	△ 31	23	20	22	21	16	15
小天東小	3		1	5	3	11	7	4	31	31	34	33	24	25	23	24	△ 7	7	6	2	4	3	2
21校	155	28	600	568	599	650	660	653	3,730	3,730	3,655	3,559	3,474	3,430	3,403	3,365	△ 365	578	564	565	555	541	562
											△ 75	△ 96	△ 85	△ 44	△ 27	△ 38	△ 365						

	H23.5.1現在						H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23−H29
学校名	普通	特支	1年	2年	3年	計	生徒数	生徒数推移						増減
玉名中	21	2	249	242	273	764	764	723	747	749	771	712	705	△ 59
玉南中	6	1	51	73	61	185	185	193	179	184	170	175	173	△ 12
玉陵中	6	1	64	71	63	198	198	202	196	197	194	178	156	△ 42
有明中	8	2	70	90	101	261	261	258	246	252	224	220	235	△ 26
岱明中	11	2	121	134	140	395	395	387	384	400	363	356	329	△ 66
天水中	6		58	74	60	192	192	187	174	181	187	176	169	△ 23
6校	58	8	613	684	698	1,995	1,995	1,950	1,926	1,963	1,909	1,817	1,767	△ 228
								△ 45	△ 24	37	△ 54	△ 92	△ 50	△ 228

複式学級の可能性がある
（1歳児を1年生、6歳児を6年生と仮定）

1学級20人を超えない

別紙１

次に、

（２）１学級あたりの児童生徒数について

それでは２つ目の１学級あたりの児童生徒数についてですが、これにつきましては、本市は熊本県教育委員会の学級編成基準に基づき、学級編成を現在行っています。これは、後ろの方の別紙 2 を参照頂ければと思いますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務教育標準法）において国の標準として「小学校 1 年生は 35 人、小学校 2 年～中学校 3 年生は 40 人」となっています。この標準をもとに、裏にありますが、県教育委員会が編制基準を定めております。県は「小学校１・２年生は 35 人、小学校 3 年生～中学校 3 年生は 40 人」と定めております。これはいわゆる上限を定めておりますが、先述の（1）の学級数と同様に 1 学級の児童生徒数によって望ましい学校規模の基準が変わってきます。ちなみに本市の現状は小学校で平均１学級約２０人、中学校は平均１学級約３５人となっています。このようなことも踏まえ、教員と児童等のコミュニケーションを確保でき、グループ・集団学習ができる班の編制ができること等の様々な検討事項も含めて１学級に最低でも何人以上が望ましいのかということとについて審議をお願いします。

３つ目に、**（３）適正規模・配置においての配慮点について**

３つ目は適正配置についてですが、配置とは学校の配置になります。上記の２点を検討し適正な学級数や児童生徒数を求めていくと必ず、学校の適正配置・学校の再編制・統廃合という流れが出てくることは必然です。しかしながら、学校の配置については、適正な学校規模を踏まえ、地域の事情を把握し、関わりや歴史などを勘案しながら、総合的に検討していかなければならない事項であります。このことから具体的検討をする上で、取り

組みにあたって配慮すべき点について考える必要があります。その何点かを下記に上げております。一つ目が

① 通学区域の設定について

適正な学校規模を進める上では、先ほども述べましたように、必然的に学校再編、統廃合を検討しなければなりません。その事を検討する際には、地域性や通学の安全性、今までの校区単位における子供たちの交友関係は最善に配慮すべく基本的には通学区域を変更せず、堅持することが望ましいかどうか、逆にその他あらゆる問題も考え、児童の減少など今後のことも見据え、通学区域、学区の変更は弾力的運用すべきなのか、ご意見等を頂ければと思います。　このような事情も含めて、通学区域をどうするか・・・という点。

② 通学距離について

国の基準として、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の第 4 条に「通学距離が小学校にあってはおおむね４キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。」ただし、「統合後の学校の通学距離が前に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは適合するとみなす。」とあります。

現状の地域性や、保護者の負担等を考慮する必要もあるため、スクールバスの導入等も含め、距離の基準と方針を検討しなければなりません。このことについて、ご意見をいただければと思います。

ちなみに現在、玉名市では１校スクールバスを運行しております。大浜小学校では、遠距離児童（小学校より４km 以上）の送迎のためスクールバスを運行しています。現在は１９名の児童が利用しており、大浜小学校の保護者において「玉名市立大浜小学校スクールバス管理委員会」を設置し、管理運行しています。バス本体については、市が以前使用していたものを貸与し、市は燃料代、運転手の配置等も含め年間６６５，０００円の委託費を支出しています。この事業は、地域の住民や児童の保護者の全面的な協力によって成り立っているところです。

３つ目は施設整備になります。

③ 施設整備等について

学校の再編・統合を行うとしても、現在の施設の有効活用を図らなければならないことと、緊迫した財源を効果的に運用し検討する必要があります。また、廃校となった跡地についても、学校は地域コミュニティの中心で災害時の避難場所等を担ってきた施設であることも踏まえ、有効な活用方法など幅広い観点から検討し、統合した場合にどのような考え方・方針を持って適正配置を進めるべきかを審議お願いします。

考えられる例として記載しておりますが、

・統合を行うとしてもおおよそその区域の中心となる学校施設の有効活用。
・新規校は新校舎を検討する。
・廃校となった施設・跡地は地域の意向も含めて協議会を作って検討する。

などあくまでも考えられる例としてあげるとこのようなものになります。

また、同様に学校施設の適正配置の観点からも、給食センターについてもご検討お願いします。学校給食については現在、給食センター（共同調理場）が３箇所、小学校の２校に単独調理場があります。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいます。学校給食も教育の一環として考えていく方針を保ちながら、今後は給食施設の適正配置・適正利用も考

えなければなりません。特に、学校に隣接した単独調理場については、間近で食生活や調理の場面に触れることができる反面、規模が小さいため、給食従事者の確保や経費の部分で改善しなければならない問題があります。そのようなことも含めて、適正配置、設置の考え方・方針をご審議いただければと思います。

④その他の配慮事項

上記 3 点を主な具体的事項として挙げましたが、その他、学校の適正規模・配置を進める上で、配慮しなければならない点として考えられる事項等をご意見頂ければと思います。

－討議－

議　長：今、説明にありましたように、学校規模を適正にするということは人口の変化や児童数の推移によって緊急にやらなければならない状況だろう思われます。この対応については、急にできるものではありませんので、そのために、今からでも大枠にでも作っておく、早い時点で大きな方針を立てていこうというふうに思って審議会を立ち上げているわけです。メリット・デメリット等をふまえまして、中規模化から小規模化への変化も起きておりますので、適正な学校規模についてお考えをお聞きしていきたいと思います。文科省の学校教育法によれば小学校は 12 学級から 18 学級が良いようにありますが、いろいろなご意見があると思いますので、お伺いしたいと思います。

委員Ａ：学校の適正規模について、適正規模の標準が 12～18 学級とありますけど、規模の 12 学級が適正であると私も思っておりますけど、玉名市の場合は２校しかない。それ以外は小規模校から最小規模校となっている。やはり適正は１学校に１２学級、１学年に２学級だと私は思います。

議　長：確かに社会性であったり、教育の水準の向上からも大規模は必要ありませんが、それなりに規模があったほうがいいのではないかということですね。

委　員Ｂ：何について審議していけばいいのか分からなくなってきている。それが、まず検討の進め方のなかで、学校規模の問題点について意見を聞きなさ過ぎてここに先に行っているものだから、「基準は何ですか」とご意見をくださいと言われても、問題点を煮詰めないとここに進めないのではないか。結局、玉名市は大規模よりか小規模が多いわけだから、小規模のメリット、デメリットをはっきりさせて話させていったほうが良いのでは、玉名市においての学校規模適正はどれが一番いいのかが見えてくるのではないかと思う。私は個人的には２学級制が良いと思いますが、これが正しいかどうかは、育ってきた小学校では２学級あったのですが、今は１学級しかなくなっていますが、例えば運動会でも紅白ではありませんが、１組は赤組、２組は白組といって分けやすいだろうし、ある程度多ければ部活もできたし、子どもの頃の経験も含めてそのくらいが良いのではと思いますが、その前に小規模化した学校が多いわけですから、そこに焦点を当てて、メリット・デメリットをもう少し考えていったほうがいいのではないかと、掘り下げていったほうが良いと思います。小規模校や複式学級がある学校に焦点を当てて検討してほうが良いと思う。
その（２）の適正な学校規模についての中にある通学区域の設定についてや通学距離についてにもメリットやデメリットが含まれているように感じます。

委員Ｃ：先程から聞いていますが、私は児童の少ない複式学級や完全複式学級のある小学校の代表と思っていますが、学校の統廃合には反対です。玉名市の適正の学級や人数を言われても、天水は全部が合併しても当てはまらないです。例えば下限が上限がというものは決められないというのが意見です。

議　長：上限や下限といいますか、１学年に２クラスでもあれば良いとか、１クラスで良いとかの状況を意見していただけばと思いますが・・・。

委員Ｃ：国や県の基準があるのであれば、それに当てはめれば良いのではないかと思う。

委員Ｂ：玉名市は 1.5 学級とかが良いというのはあり得るのですか。

議　長：それであったら２学級の方が・・・。

委員Ｂ：２学級が適正であれば、２学級以上の学校からは小さい学校にスクールバス使って行かせることはできるのですか。

委員Ｃ：もし合併するなら地域性に併せるのでしょう。天水は天水、横島は横島、玉名市では玉名市の玉陵界隈など、それだったら適正なラインはなんなのか。

委員Ｂ：昨日から、市Ｐ（玉名市ＰＴＡ連絡協議会）でもこの話について検討しているのですが、さっきの通学区域や通学距離、学校施設の話のほうが話しやすい。そっちのほうから話すと、区域制度があるから、例えば豊水小学校は半分伊倉小学校みたいな気がするし、半分は大浜小学校みたいな気がする。学校校区をどうするかと考えた場合に、通学区域の設定がどうしてもそれが邪魔しているような気がする。もともと一本松は行政区が伊倉なのに八嘉小学校に行っている例もある。また通学距離を考えると、伊倉小学校校区なのに断然豊水小学校が近い。だから通学距離を均一化するという方向であれば、校区も変わってくる。例えば玉名市は１学年２学級が適正であるとした場合、玉名町小学校も築山小学校も一度フラットにして、玉名町・築山校区から少ない学校の小天東小学校に行かせるという方向性もある。あまりにも柔軟すぎる考えかもしれませんが・・・。その小天東小学校がなくなるという意識があるのは、ここでいう学級の児童数の下限はどのくらいかとかいう話をすると、完全になくなるのは分かる話でありますし、決めることはいいけど、校区や通学区域は撤廃、リセットしないと話が進まないような気がします。

委員Ｄ：今の小天東小学校は完全複式学級で１年生が１人、２年生が５人、３年生が３人、４年生が１１人、５年生が７人、６年生が４人という状況ですよね。例えば隣の小天小学校と合併してもそんなに状況を満たすことができない。やはり天水（中）校区で合併していくしかないと思う。菊水町では、４小学校を１小学校にするということで聞いております。通学距離で一番遠いところは１０ｋｍありますが、父兄がみんなで賛成して、そういう方向にいくことになったのだろうと思います。玉名市でも天水の小天東小学校は小天小学校と合併しても２学級は出来ませんから天水校区として考えることになるだろうし、玉

陵校区は５つの小学校がそういう対象になっていくのではないかと思います。地域のおじいちゃん、おばあちゃんはどのように考えていらっしゃるのかなと思いますが。？

委員Ｃ：自分は統廃合反対の意見なのでそういう意見になるのですが、小規模校は運動会等を自分たちで運営していく、水泳もみんなで協力し合ってやっている。小規模校でも優秀な児童が育つのでないかと思います。４年生の時、天水の全小学校３校で合宿をするのですが、そこで協調性などを養っている。５年生の時も同様に青年の家に行って友達作って帰ってくる。６年生の時も天水全小学校で修学旅行に行くので小規模校にあるようなデメリットはあまりないと思う。なにより小学校がなくなることがすごく寂しいことである。１０年後にも小学校に２０人いるから統合するのは考えられない。２０人を下回ったらその時考えればいいのではないかと思います。小規模学校の意見を聞きたいのでこの会議に参加していただければと思います。

委員Ｂ：今年１年生が１人だそうですが、ある小学校の親に「もしそのような場合はどうするか」を聞いたのですが、その方は、「１人であればスクールバスを出して頂いてそれなりの規模の学校に通わせたいと思う。だから合併してもらったほうがいい」という話でした。この会議の学校規模適正化審議会という名前ですが「複式学級はどうするのか」という副題があるように思われるわけで、複式学級がある学校の方は敏感になられると思います。この会議には市Ｐの代表委員として会長以下何人か参加していますけど、その他に玉陵校区、天水校区の方たちを呼んで頂いたほうがいろいろな話が聞けるのではないかと思います。なかには、いっぱい児童がいる学校に行かせたいという方もいらっしゃるだろうし、行かせたくないという方もいらっしゃるだろうし、２０人下回ったらしょうがないという方もいらっしゃる。そのような方々の意見を聞いて検討することも必要ではないかと思います。

委員Ｄ：親ばかりではなく小規模校の子どもはどう思っているのか。

委員Ａ：今、小天小学校、小天東小学校の話が出ていますけど、今この審議は合併をするとかしないとかという話ではないと思う。この審議会は学校の規模がどのくらいが適正なのかどうかを話すべきであるのであり、合併の話になってくると地域のいろいろな問題もあるでしょうから、今すぐ合併だなんだと話すのではなく、一般的に玉名市では学級数はどのくらいが適正なのか等をこの場では審議しなければならないのではと思います。１学年に２学級が適正ではないかであるとか、ここに書いてある審議をひとつひとつ追っていって話をすべきである。

議　長：おっしゃられるとおり、そのような審議をしていきたいと思いますが、小天東の話も、十分に意見として分かるお話だとは思いますが。実際ここでは、一般的にどのようなものが適性であるのかを審議すべきであり、玉名市の状況としては小規模校が多くあることから意見としてそのような学校の方々の話を聞くこともあってもいいのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

委員Ｂ：例えば他市でも適正化はなさっているのですか。

事務局：事務局から参考に話をいたしますが、いろいろ今意見を頂き審議して頂いていますが、確かに行き着くところは「統廃合」になるかというのは分かります。しかしこの適正化審議会で諮らなければならないのは、将来玉名市がこのくらいが適正では、こういう方向に進んでいくといいのではという観点であり、その上で通学区域を変えていく等の意見を頂いて、それにパズルのように当てはめていくと先程話しがあったような事が５年・１０年先の話として出てくるのだろうと思います。ここでの審議は玉名市がこのまま少子化に伴い児童が減少していく時に、本来の適正とはどこにあるのかということを、例えば１学年に２学級がいいのではとか１学級でもいいのではとかの審議になろうかと思います。現在、コンクリート施設の耐用年数は５０年と言われています。今２７学校がありましてその中に１学校は校舎と体育館、プールと大きな施設が３つありますが、改修するのに単純に計算して８１年かかることになりますが、５０年の耐用年数を考えるのであれば将来的に理想な適正規模（配置）は１５校になることがいいのではと、４５年に一度建築・改修していくことになりますからというような意見があります。このような話から、近くに見えている学校があるのに、校区が違っているから行けない状況にあるため校区の通学区域を変えていくといいのではないかという話になっていくのではと思います。それから統廃合の話が出てくるものなのかなと思います。統廃合となれば、地域の人たちと話をしながら進めていくわけですが、その統廃合の指針となるもの、１０年先の目標を作って、それに向かって進んでいければと思っています。そのためにも小規模校、大規模校のメリット・デメリットの意見を大いにご審議いただければと思います。

議　長：現況はこのような状況で、その先を考え何らかの方針を決めておかないと、１０年後にさあしましょうといっても動かないということではいけませんから、先を見越して方針を立てていこうということだと思います。

委員Ｅ：複式学級で先生をしたことがありますが、複式学級では授業でもいろいろと教えたいことがありますが、こちらにいったり、こちらにいったりとなかなか苦しいところもあったような気がします。少ないところでは一緒に体育をやったり音楽をやったりしましたし、体育と言うか部活動で少人数では不便だなと思ったこともありました。もう少し人数がいれば・・・、集団では出来ないので個人的スポーツ、バトミントン等になりがちである。サッカー等の集団スポーツができなかった。それからすると１学級にある程度の人数がいたほうが良いと思いました。また地域の区長さんや支館長さんも大変だったと思いますので、そういう方からの意見も聞いてみてはどうかなと思います。

議　長：ありがとうございました。いろいろご意見ありがとうございました。時間も参りましたので、今回は終わりにしたいと思います。次に玉名市ではどのくらいが適正化なのかどうかを次の機会にご審議いただきたいと思います。

委員Ｂ：他市というか、山鹿市とか菊池市とかもやっているのですか。

事務局：他に学校規模適正化を進めている市等もありますので、他市の状況についても調べて次の会議までに資料として用意いたします。

審議会を立ち上げ、基本計画等を作っているところもありますので、次の会議にてお示し参考にしていただければと思います。

委　員：統廃合の方向ばかりに進めていった感じで話してすみません。学校規模適正化の話をしなくてはならないのに・・・。

議　長：しかしそういうことも含めて玉名市のために考えていくことですから、次は９月になりますが皆さんに集まっていただいて、他の市の適正化審議会の資料等を見ながら、玉名市の適正化を考えて行きたいと思います。これで終了したいと思います。

事務局：次の会議は９月１日午後２時からこの場所で開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

閉　会